

各 位

平成 18 年 5 月 22 日

上場会社名 株式会社ベクター
代表者名 代表取締役社長 梶並伸博
(コード番号 2656 大証ヘラクレス市場)
問い合わせ先 東京都新宿区西新宿 8-14-24
取締役管理部長 梶並京子
(TEL 03-5337-6711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日に開催予定の当社第 18 回定時株主総会で「定款一部変更の件」を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)並びに「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により定款の変更を行うものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関の設置)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、変更案第 16 条(議決権の代理行使)の改定を行うものであります。
- (5) 会社法第 370 条の規定に従い、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 24 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役の人材確保のため変更案第 37 条(監査役の責任免除)の第 2 項に社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (7) 会社の機関として会計監査人に関する規定を織込むため変更案第 6 章(会計監査人)を新設するものであります。
- (8) 定款上で引用する条文を旧商法から会社法の相当条文に変更するものであります。
- (9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(10) 会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正及び移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(11) 上記各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙「2. 定款変更の内容」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日（水）

「2. 定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(機関の設置) <u>第 4 条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会ならびに会計監査人を置く。</p>
<p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告による</u>ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>電子公告を行う</u>ことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、274,000 株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、274,000 株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行) <u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(端株の買増し) 第 7 条 当社の端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて 1 株となるべき端株を<u>売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p>	<p>(端株の売渡し) 第 8 条 当社の端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて 1 株となる端株を<u>売り渡すこと</u>を請求することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第 8 条 当社は<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。</u>）および<u>端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>株券喪失登録簿、新株予約権原簿および端株原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および端株に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料</u>については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類、<u>株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株式名簿の記載事項の変更、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱ならびに手数料</u>については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主 (実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使できる株主とする。</u></p> <p>2 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により<u>あらかじめ公告のうえ、一定の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録質権者</u>をもって、その権利を行使することのできる株主もしくは端株主又は登録質権者とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主</u>をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によって<u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することのできる株主もしくは端株主又は登録株式質権者とする。</p>
<p>(招集の時期および開催地)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</u></p> <p>2 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地、もしくは東京都にこれを招集する。</p>	<p>(招集の時期および開催地)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>2 <u>当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>これに代わる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>
<p>(株主総会議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名するものとする。</p>	<p>(株主総会議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役の選任)</u></p> <p>第 17 条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 19 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p><u>(取締役の任期)</u></p> <p>第 18 条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p><u>(任期)</u></p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p><u>(取締役会の招集および議長)</u></p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(代表取締役)</u></p> <p>第 20 条 取締役社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議をもって、当社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p><u>(代表取締役)</u></p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを行う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会における議事の経過の要領および結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印又は電子署名するものとする。</u></p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当会社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の数)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 当社の監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第 31 条 監査役会における議事の経過の要領および結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名するものとする。</p>	<p>(監査役会議事録)</p> <p>第 34 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 32 条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の員数)</u> <u>第38条 当会社の会計監査人の員数は、2名以内とする。</u>
(新 設)	<u>(選任方法)</u> <u>第39条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。</u>
(新 設)	<u>(任期)</u> <u>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
(新 設)	<u>(報酬等)</u> <u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
<u>第6章 計算</u>	<u>第7章 計算</u>
<u>(営業年度および決算期)</u> <u>第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日をもって決算期とする。</u>	<u>(事業年度)</u> <u>第42条 会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>
<u>(利益配当)</u> <u>第36条 当会社の利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録質権者に対して支払う。</u>	<u>(剰余金の配当)</u> <u>第43条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録株式質権者に支払う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録質権者に対して、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配（以下、中間配当という。）</u>を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは同日最終の端株原簿に記載又は記録された端株主又は登録株式質権者に対し<u>中間配当</u>を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 45 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(除斥期間)</p> <p>第 38 条 利益配当金又は中間配当金が、<u>その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 46 条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以 上